

エタノール製剤のご利用について

今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、エタノール製剤についてのお問い合わせを多数いただいております。

弊社にて製造販売しているエタノール製剤は、食品添加物です。

一般的な使用方法としては、食品等の加工工程等において、直接噴霧又は浸漬、添加等するというものであり、食品の日持ち向上を目的としています。

また、調理器具、食器類、台所用品、ふきん、冷蔵庫、厨房内の除菌等にも噴霧等によりお使いいただいております。その際に手指に少量付着しても通常は問題ありませんが、必要に応じてゴム手袋等をしていただくようお願いしております。

弊社エタノール製剤につきましては、食品添加物であって、医薬品・医薬部外品ではありませんので、手指を含むヒトの身体に使用することは想定しておりません。

従いまして、医薬部外品のように手指の保湿を目的とした成分等は配合されておりません。また、新型コロナウイルスへの効果を確認したデータはございません。

厚生労働省より、医療機関等では使用者の責任において、高濃度エタノール製品（60vol%以上）を手指消毒用エタノールの代替品として使用して差し支えないことが示されています。¹ 弊社製品においては、食品表示基準に従ってwt%（重量濃度）でエタノール濃度を表示しておりますが、60vol%（容量濃度）以上には56wt%以上の製品が該当します。

小容量の容器に詰め替えたがどのくらい日持ちするかというお問合せも多数いただいております。弊社では製品開封後の品質は保証いたしかねますが、衛生的な取り扱い、保管を行っていただければ品質保証期限内は問題ないものと判断しています。ただし、エタノールは揮発しやすいため、密閉して早めにお使いいただくことをお勧めします。

エタノール製剤のご利用に際しては、上記の他、火気には十分にご注意をお願いします。

2020年5月7日改定
株式会社ウエノフードテクノ

¹ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定（その2））
http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/7125/00359840/jimurenraku_r020423-1.pdf